

令和8年 富士見町 訓令

第 1 号

富士見町水洗便所等改造資金融資あつせん要綱  
の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年1月13日

富士見町長 渡 辺 葉

## 富士見町訓令第1号

### 富士見町水洗便所等改造資金融資あつせん要綱の一部を改正する要綱

富士見町水洗便所等改造資金融資あつせん要綱(平成5年富士見町訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「改造資金貸付」を「改造資金の貸付け」に、「限度とする。貸付金利子相当額(延滞利子を除く。)の利子補給を3月、6月、9月、12月(以下「利子補給月」という。)の前3月分の合算額を後払いにより」を「限度とする貸付金相当額(延滞利子を除く。)に対する利子のうち、毎年1月から12月までの間に支払った額について、翌年3月末までに利子」に改め、同条第2項中「利子補給月の月末までに」を削る。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。